

港湾法改正と 検討スケジュールの見直しについて

1. 港湾法の改正について
2. 本協議会の今後の進め方について

1. 港湾法の改正について

● 港湾法の一部を改正する法律(令和4年法律第87号)(脱炭素化関係抜粋)

背景・必要性

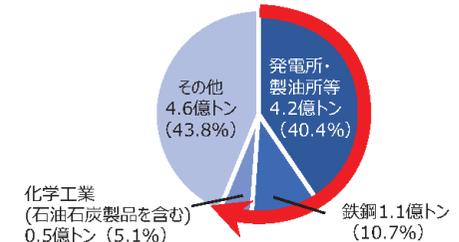
1. エネルギー・産業構造転換のために必要な港湾における脱炭素化の推進

- 我が国の運輸・産業分野の脱炭素化に必要な水素・燃料アンモニア等の活用を本格化させるためには、産業が集積し海上物流の拠点である港湾におけるそのサプライチェーンの構築と利用促進が必要。我が国産業や港湾の国際競争力にも影響する懸念。

➡ 臨海部に集積する産業と連携し、港湾における官民関係者が一体となった、カーボンニュートラルポート(CNP)の取組を推進するための仕組みが必要。

我が国のCO₂排出量
計10.4億トン(2020年度)

CO₂排出量の約6割を占める産業の多くは、港湾・臨海部に立地



出典: 国立環境研究所HP資料より、港湾局作成

法律の概要

1. 港湾における脱炭素化の推進

① 港湾の基本方針への位置づけの明確化等

- 国が定める港湾の開発等に関する基本方針に「脱炭素社会の実現に向けて港湾が果たすべき役割」等を明記。
- 港湾法の適用を受ける港湾施設に、船舶に水素・燃料アンモニア等の動力源を補給するための施設を追加し、海運分野の脱炭素化を後押し。 ※併せて税制特例(固定資産税等)を措置

② 港湾における脱炭素化の取組の推進

- 港湾管理者(地方自治体)は、官民の連携による港湾における脱炭素化の取組※を定めた港湾脱炭素化推進計画を作成。
※水素等の受入れに必要な施設や船舶への環境負荷の少ない燃料の供給施設の整備等
- 港湾管理者は、関係する地方自治体や物流事業者、立地企業等からなる港湾脱炭素化推進協議会を組織し、計画の作成、実施等を協議。
- 水素関連産業の集積など、計画の実現のために港湾管理者が定める区域内における構築物の用途規制を柔軟に設定できる特例等を措置。

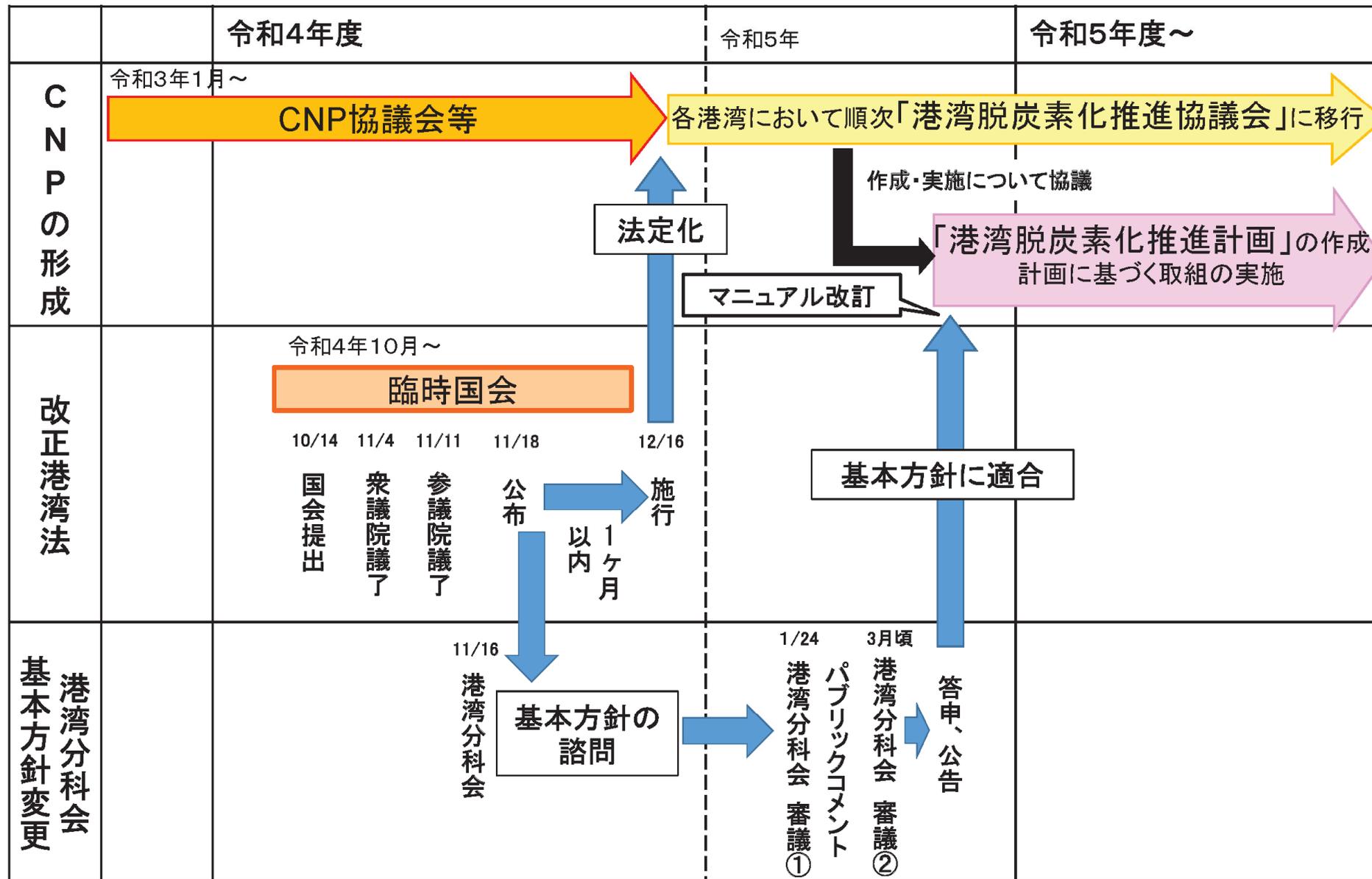
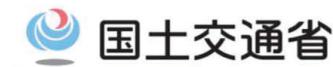
➡ 臨海部に集積する産業と連携して、カーボンニュートラルポート(CNP)の取組を推進し、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献

港湾脱炭素化推進計画に定める取組の例



1. 港湾法の改正について

カーボンニュートラルポート (CNP) 形成に係るスケジュール



1. 港湾法の改正について

脱炭素化推進地区における構築物用途規制の柔軟化

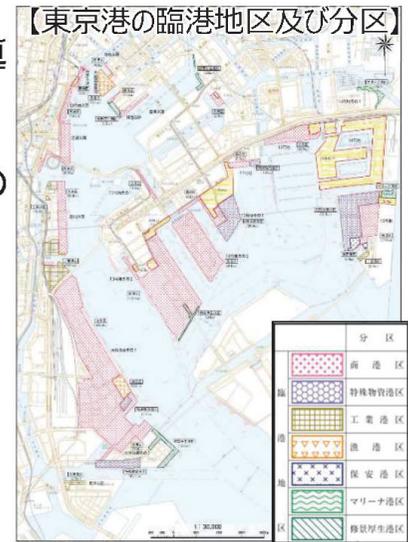
背景・必要性

- ▶ 港湾管理者は、臨港地区(港湾に管理運営に必要な地区)内の土地利用を誘導するため、目的に応じて定めた分区毎に条例で構築物用途を規制 (分区制度)
- ▶ 他方、現行制度は、分区内の一部の規制緩和や分区の種類追加ができないため、水素等の供給や利用のための土地利用のニーズにうまく対応できない

【課題】 新たな土地利用ニーズ(水素等の危険物取扱施設の設置等)への対応

- ・危険物取扱施設は、多くの港湾で一部の分区を除き、建設を禁止
- ・一方、開発余地を生み出す埋立事業が減少傾向※にあり、既存の土地の活用が必要

※【我が国港湾で造成された埋立地面積】 1975年：3,109.6ha ⇒ 2015年：156.6ha (出典) 国土交通省港湾局調べ



改正内容

分区内の構築物用途規制について、分区内の一部区域(港湾管理者が定める脱炭素化推進地区)においては、水素等の供給、利用等の促進のため必要な場合に、**当該規制の一部を緩和又は強化できる制度**を創設
⇒ 企業等のニーズを踏まえた、きめ細かな規制の導入により、港湾周辺の効果的な土地利用を誘導

規制の緩和イメージ (○：建設可 ×：建設禁止)

現在の用途規制

A 港商港区

物流倉庫：○
工場：×
水素ステーション：×



新制度を活用した用途規制

A 港商港区

物流倉庫：○
工場：×
水素ステーション：×

脱炭素化推進地区内

物流倉庫：○
工場：×
水素ステーション：○

規制を緩和する構築物(例)



(参考)香川県予算(令和5年度)

せとうち企業誘致100プラン

3,418百万円
(R4: 2,717百万円)

企業誘致100プラン推進

★「せとうち企業誘致100プラン」の推進 13百万円

- ・ 広報啓発ツール作成
- ・ WEBサイト、インターネット広告によるPR
- ・ 産業フェアやマッチングイベントへの出展
- ・ 首都圏、関西圏における経済人等の人的ネットワークの活用
- ・ 企業等へのトップセールスの実施

工業用地の確保

★民間事業者による工業団地整備に対する新たな助成制度の創設

【工業団地完成時に最大5億円】

①助成要件

- ・ 分譲可能面積5ha以上
- ・ 製造業の工場・試験研究施設、物流拠点施設、データセンター等の立地用地
- ・ 事業採算性、企業立地の見通しがあること

②補助率

- ・ 分譲用地を除く公共用地の土地取得費と工事整備費の1/2

③補助上限

- ・ 上限5億円

企業誘致助成

★カーボンニュートラルポート形成支援助成金の創設

【施設完成時に最大5億円】

対象地域：港湾脱炭素化推進計画策定区域

対象施設：以下4分野の工場及び関連施設

- ①次世代再生可能エネルギー分野
- ②水素・燃料アンモニア産業分野
- ③資源循環関連分野
- ④カーボンリサイクル・マテリアル分野

補助率等：

- ・ 投下固定資産額の15%(10億円以上×10%)
- ・ 新規雇用者数×50万円(11人～)、100万円(51人～)

新規だけでなく、増設・更新も可

香川県企業誘致条例に基づく助成金 2,996百万円

①企業誘致助成金制度【上限5億円】

(工場・物流拠点施設の場合)

- ・ 投下固定資産額×10%(1回目)、5%(2回目)
- ・ 新規雇用者数×50万円(11人～)、100万円(51人～)

【令和5年度助成額】

対象企業数23社 2,996百万円

★② ①の制度拡充

(1) 情報処理関連施設

【情報処理サービス業、ソフトウェア業等】

- ・ 投下固定資産額×15%(1回目)、10%(2回目)
- ・ 事務所賃借料 ×50% (3年間 → ★5年間)
- ・ 通信機器賃借料×50%(1年間)
- ・ 新規雇用者数(6人～)×50万円(1年間 → ★3年間)

(2) 本社機能の県内移転・拡充

- ・ 投下固定資産額×15%(1回目)、10%(2回目)
- ・ 事務所賃借料 ×50% (3年間 → ★5年間)
- ・ 事務所改装費 ×50%(1年間)
- ・ ★通信機器賃借料×50%(1年間) ※新設
- ・ 新規雇用者数×50万円(11人～)、100万円(51人～)

埋築事業による工業用地の確保 409百万円

埋立地を工業用地として基盤整備

①内海港草壁地区埋築事業

111百万円

②観音寺港観音寺地区埋築事業

298百万円



内海港草壁地区



観音寺港観音寺地区



日本一小さな県と一緒に大きな未来へ向かって
One step together!

2. 本協議会の今後の進め方について

- 当初、令和4年度末までに坂出港CNP形成計画を策定予定。
- 令和4年の港湾法改正により、「CNP形成計画」は、今後「**港湾脱炭素化推進計画**」に置き換わるため、本協議会にて現在検討を進めている「CNP形成計画」を、「**港湾脱炭素化推進計画**」として策定することとする。
- 本協議会は、今回限りとし、次回以降は、「**港湾脱炭素化推進協議会**」として新たに発足して開催する。

